

女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づき、下記のとおり情報を公表します。

1 必須情報公表項目

(1) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度	R8.4.1時点
管理的地位にある職員	20.1%	

(2) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度	R8.4.1時点
本庁部局長・次長相当職	12.5%	
本庁課長相当職	23.4%	
本庁課長補佐相当職	44.0%	
本庁係長相当職	42.1%	

(3) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

①男女別の育児休業取得率

※前年度に子が生まれて育児休業が取得可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数を割合で示したもの

ア 常勤職員

		(内訳)				
区分	令和7年度	事務職	保育・教諭職	技術職	医療職	消防職
男性	71.9%	81.8%	－	83.3%	62.5%	57.1%
女性	100.0%	111.1%	92.9%	100.0%	100.0%	－

※令和6年度に生まれた子の育児休業を令和7年度に取得するケースや令和7年度に生まれた子の育児休業を令和8年度に取得するケースもあるため、取得率が100%を超える場合や取得率が下がって見える場合がある。

イ 会計年度任用職員

区分	令和7年度	※男性に育児休業取得対象者はなし
男性	－	
女性	100.0%	

②男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	－	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	－	0.0%
2週間以上1月以下	39.1%	0.0%	－	16.7%
1月超3月以下	30.4%	0.0%	－	16.7%
3月超6月以下	17.4%	2.6%	－	16.7%
6月超9月以下	8.7%	2.6%	－	33.3%
9月超12月以下	4.3%	10.5%	－	16.7%
12月超24月以下	0.0%	21.1%	－	0.0%
24月超	0.0%	63.2%	－	0.0%

※会計年度任用職員は育児休業の取得が最長で2歳到達日までのため、区分が24月超に該当する対象者はなし。

(4) 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員1人あたりの1月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10.7時間／月
内部部局等以外	2.2時間／月

2 その他情報公表項目

(1) 女性に対する職業生活に関する機会の提供

採用した職員に 占める女性職員の割合	全職種	(内訳)				
		事務職	保育・教諭職	技術職	医療職	消防職
		65.2%	100.0%	42.9%	70.6%	0.0%
64.4%						

採用試験の受験者の総数に占める女性の割合	全職種	(内訳)				
		事務職	保育・教諭職	技術職	医療職	消防職
		52.7%	100.0%	64.7%	42.3%	3.0%
46.5%						

(2) 職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備

平均継続勤務年数の男女の差異	男性	女性	差
	17.3年	13.2年	4.1年

男性の配偶者出産休暇取得率	65.6%
育児参加のための休暇取得率	31.3%